

真庭市地域公共交通計画等策定支援業務

基 本 方 針

令和7年5月

真庭市役所生活環境部くらし安全課

公共交通対策室

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 真庭市地域公共交通計画等策定支援業務
- (2) 業務内容 真庭市地域公共交通計画及び真庭市地域公共交通利便増進実施計画の策定支援業務
- (3) 実施主体 真庭市
- (4) 事 務 局 真庭市役所生活環境部くらし安全課公共交通対策室
郵便番号 719-3292
住 所 岡山県真庭市久世 2927-2
T E L 0867-42-1017 (FAX7455)
E - M a i l kurashianzen@city.maniwa.lg.jp
- (5) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日まで
- (6) 予定価格 金 9, 5 9 2, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む) 以内

2. プロポーザル方式採用理由

本業務は、これまで蓄積してきた交通データの解析および活用、他地域の事例収集・研究といった地域公共交通に関する知見、政策動向に関する把握力、調査分析力に加え、本市の実情を踏まえた現実的かつ効果的な施策の提案が求められる。

このため、本業務の実施にあたっては事業者の専門的知見、経験や実績に加え、提案内容の質を評価する必要があるため、より効果的に業務が実施できる者を選定する公募型プロポーザル方式を採用する。

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式とし、書類審査及びヒアリング選定方式とする。

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 市に入札参加資格審査申請書【計画策定】を提出し入札参加資格者名簿に登録済みであること又は入札参加資格者名簿に未登録の場合には、当該種別の規定で定める入札参加資格審査申請書類を提出し確認を受けたものであること。
- (2) 真庭市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 本業務遂行に必要な知識・経験・技能等を有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員、必要な各種法令に基づく許可等を有している者。

5. 審査概要

(1) 審査委員会の設置

「真庭市地域公共交通計画等策定支援業務プロポーザル審査委員会」を設置する。

(2) 委員構成（5 名）

- ・生活環境部長
- ・くらし安全課公共交通対策室長
- ・健康福祉部福祉課長
- ・産業観光部産業政策課長
- ・建設部まちづくり推進課長

6. 日程等

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| (1) 公告 | 令和 7 年 5 月 8 日（木）真庭市ホームページ掲載 |
| (2) 質問受付締切 | 令和 7 年 5 月 19 日（月）正午まで |
| (3) 質問回答 | 令和 7 年 5 月 22 日（木）予定 |
| (4) 参加意思表明書受付締切 | 令和 7 年 5 月 29 日（木）正午まで |
| (5) 企画提案書等受付締切 | 令和 7 年 6 月 5 日（木）午後 3 時まで |
| (6) 選定審査 | 令和 7 年 6 月 16 日（月）※予定 |
| (7) 審査結果の通知 | 選定審査後、速やかに通知する。 |
| (8) 審査結果の公表 | 選定審査後、速やかに真庭市ホームページにて公表する。 |
| (9) 契約締結 | 最優秀提案者と協議のうえ締結する。 |